

重要事項説明書

保険始期

平成 20 年 10 月 22 日以降用 (0808)

アクサダイレクト総合自動車保険

重要事項説明書は「アクサダイレクト総合自動車保険」について大切なこと
を記載したものです。必ず内容をご確認のうえご契約くださいますよう
お願いいたします。また、ご契約後のご注意なども記載しておりますので、
ご契約後も保険証券同様大切に保管してください。

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を「Ⅰ. 契約概要」に、特にご注意いただきたい
事項を「Ⅱ. 注意喚起情報」に、その他ご注意いただきたい事項を「Ⅲ. その他のご注意点」に記
載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みください。本書面は、契約に関する
すべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「普通保険約款 / 特約条
項」および当社ホームページ (<http://www.axa-direct.co.jp/>) をご参照ください。また、ご
不明な点は当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

Ⅰ. 契約概要

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みください。

1. 商品の仕組みについて

法律で加入が義務付けられた「強制保険（自賠責保険）」と任意にご加入いただく「任意保険」があります。当社のアクサダイレクト総合自動車保険は「任意保険」に該当
し、自賠責保険に加入している次の自動車を対象とします。

ご契約について	当社とお客様が直接保険契約を行う通信販売専用の 1 年契約のリスク細分型自動車保険です。
5 つの基本補償	対人賠償、対物賠償、自損事故、無保険車傷害、搭乗者傷害がセットされており、一部のみをご契約することはできません。
対象となるご契約者	個人のノンフリート契約を対象とします。フリート契約（任意保険加入のお車を 10 台以上所有かつ使用している個人）および法人は対象となりません。 （注）ノンフリート等級、事故件数等によりお申込みをお断りする場合があります。
対象とする自動車	契約者および同居の親族等の個人が所有する①～⑦の自動車を対象とします。法人所有者は対象となりません。 ① 自家用普通乗用車（3 ナンバー） ② 自家用小型乗用車（5 ナンバー、7 ナンバー） ③ 自家用軽四輪乗用車（5 ナンバー） ④ 自家用小型貨物車（4 ナンバー） ⑤ 自家用軽四輪貨物車（4 ナンバー） ⑥ 二輪自動車（以下「バイク」といいます。） ⑦ 原動機付自転車（以下「原付」といいます。） （注 1）上記ナンバーであっても、法人所有車、タンブカー、レンタカー、教習用自動車、販売用自動車、型式不明車や改造車、外務省登録自動車およびナンバープレート（登録番号）にアルファ ベット等が使用されているお車はご契約の対象となりません。 （注 2）自家用 8 ナンバーの乗用車で、車検証の形状が「身体障害者輸送車」または「車いす移動車」と記載がある場合は、型式により用途・車種を保険契約上は「特種用途」から上記①～③のい ずれかに読み替えます。なお、車両保険は付帯できません。 （注 3）緑ナンバー、黒ナンバー、有償で貨物を輸送する四輪自動車やバイクおよび原付は対象となりません。 （注 4）バイクおよび原付については、以下の補償や特約は付帯できません。●車両保険 ●対物全損時修理差額費用特約 ●ファミリーバイク特約 ●アクサ安心プラス （注 5）ご契約対象であっても、一部の型式につきましては、お引受けに際して一定の条件をつけさせていただく場合があります。

2. 補償内容について

主な補償内容

「保険金をお支払いする主な場合」および「保険金をお支払いできない主な場合」は次のとおりです。また補償項目によっては事故によって生ずる様々な費用をカバー
する費用保険金をお支払いする場合があります。詳細は「Ⅲ. その他のご注意点・支払保険金等の一覧表」および普通保険約款 / 特約条項をご参照ください。

	担保種目	主な支払事由 (保険金をお支払いする主な場合)	主な免責事由 (保険金をお支払いできない主な場合)														
相手方への賠償	対人賠償保険	ご契約のお車の自動車事故で他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負担しなければならないときに、自賠責保険で支払われる金額を超える部分に対して保険金をお支払いします。	ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子が死傷した場合の損害など														
	対物賠償保険	ご契約のお車の自動車事故で他の車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担しなければならないときに保険金をお支払いします。	ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子の持ち物や管理中の物の損害など														
ご自身の補償	自損事故保険	ご契約のお車を運転中の事故（電柱衝突や転落事故など）で、運転者や同乗者が死傷、または身体に後遺障害や傷害を被った場合で、自賠責保険により補償が受けられないときに保険金をお支払いします。 ※人身傷害補償担保特約を付帯したご契約の場合、自損事故保険は適用されませんが、自損事故の対象となる損害額を含め人身傷害補償担保特約で補償されます。	酒気帯び運転や無免許運転等により運転者本人が被った傷害、闘争行為や自殺行為などによりその本人に生じた損害など														
	無保険車傷害保険	ご契約のお車を運転中に、対人賠償保険等がついていない車との自動車事故により、運転者や同乗者が死亡または後遺障害を被った場合で、加害者から十分な法律上の損害賠償を受けられないとき保険金をお支払いします。 記名被保険者や記名被保険者のご家族については、ご契約のお車に乗っていないとき（歩行中など）でも補償します。															
	搭乗者傷害保険	ご契約のお車に乗車中の方が自動車事故で死亡または後遺障害や傷害を被った場合に保険金をお支払いします。（傷害の場合は、部位・症状別定額払いとなります。）															
お車の補償	車両保険 （当社が定める一部車両および原付・バイクには付帯できません。）	偶然な事故により、ご契約のお車が損害を被った場合に免責金額（自己負担額）を差し引いた額を保険金としてお支払いします。 車両保険は次の2つのタイプから、任意にお選びいただけます。 ◎一般車両保険（フルカバータイプ）…ご契約のお車が損傷した場合や盗難にあった場合に保険金をお支払いします。 ◎「車対車+A」車両保険 ^(注) （スタンダードタイプ）…他の自動車との衝突・接触による損害（相手自動車を確認できる場合に限りず。）および盗難等のお車の走行に起因しない事故による損害について保険金をお支払いします。	ご契約のお車に存在する欠陥、自然消耗、故障または取り外された部品などの損害、タイヤの単独損害、酒気帯び運転や無免許運転等により生じた損害など														
		<table><thead><tr><th>ご契約タイプ</th><th>フルカバー 一般車両保険</th><th>スタンダード 「車対車+A」車両保険</th></tr></thead><tbody><tr><td>火災・爆発・盗難・台風・こう水・高潮による損害</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>他人の自動車（原動機付自転車を含む）との衝突・接触で相手の自動車とその運転者または所有者が確認されたとき</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>他人の自動車（原動機付自転車を含む）との衝突・接触で相手の自動車や所有者などが不明の事故（当て逃げなど）</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>電柱などの自動車以外の他物との衝突・接触などによる事故（単独事故など）</td><td>○</td><td>×</td></tr></tbody></table>	ご契約タイプ	フルカバー 一般車両保険	スタンダード 「車対車+A」車両保険	火災・爆発・盗難・台風・こう水・高潮による損害	○	○	他人の自動車（原動機付自転車を含む）との衝突・接触で相手の自動車とその運転者または所有者が確認されたとき	○	○	他人の自動車（原動機付自転車を含む）との衝突・接触で相手の自動車や所有者などが不明の事故（当て逃げなど）	○	×	電柱などの自動車以外の他物との衝突・接触などによる事故（単独事故など）	○	×
ご契約タイプ	フルカバー 一般車両保険	スタンダード 「車対車+A」車両保険															
火災・爆発・盗難・台風・こう水・高潮による損害	○	○															
他人の自動車（原動機付自転車を含む）との衝突・接触で相手の自動車とその運転者または所有者が確認されたとき	○	○															
他人の自動車（原動機付自転車を含む）との衝突・接触で相手の自動車や所有者などが不明の事故（当て逃げなど）	○	×															
電柱などの自動車以外の他物との衝突・接触などによる事故（単独事故など）	○	×															

○：補償されます　×：補償されません

(注)「車対車 + A」車両保険とは、「自動車相互間衝突危険「車両損害」担保（相手自動車確認条件付）および車両危険限定担保特約（A）」を付した車両保険をいいます。

付帯できる主な特約について（任意にお選びいただけます。ただし、対物全損時修理差額費用特約・ファミリーバイク特約・アクサ安心プラスは、原付・バイクには
付帯できません。）詳細は「Ⅲ. その他のご注意点・支払保険金等の一覧表」または普通保険約款 / 特約条項をご参照ください。

特約	主な支払事由(保険金をお支払いする主な場合)
人身傷害補償 担保特約	ご契約のお車を運転中または乗車中の方が事故で死亡または身体に後遺障害や傷害を 被った場合、加害者との示談解決を待たずに、過失割合に関わらず約款記載の損害額 基準に従って、1 名ごとにご契約の保険金額の範囲で保険金をお支払いします。なお、 この特約を付帯した場合は、自損事故保険は適用されず、この特約で補償します。
弁護士費用等 担保特約	記名被保険者、その配偶者および同居の親族等が自動車による被害事故で賠償義務 者への法律上の損害賠償請求を、当社の同意を得て弁護士に委任した際に生じる費用 をお支払いします。
対物全損時修理 差額費用担保特約	対物事故における相手のお車の修理費が時価額を上回り、その差額を被保険者が負担 した場合には、差額部分に責任割合を乗じた額をお支払いします。
ファミリー バイク特約 ^(注)	ご契約のお車の記名被保険者、その配偶者、同居の親族等が排気量 125cc 以下の原付 （借用車を含む）による事故で他人を死傷させ、または他人の財物に損害を与え、法律上 の損害賠償責任を負担された場合の、対人事故、対物事故、および原付に乗車中の自損 事故について保険金をお支払いします。

(注)ファミリーバイク特約とは、「原動機付自転車に関する「賠償損害」担保特約」をいいます。

アクサ安心プラス

アクサ安心プラスにはファミリープラス、レディースプラス、ペットプラスの
3 種類があります。複数の特約からなる特約パッケージとなっています。

特約	ファミリー プラス	レディース プラス	ペット プラス
搭乗者傷害保険の顔面・手足傷害倍額支払特約	○	○	×
搭乗者傷害保険の追加支払に関する特約	○	×	×
搭乗者傷害保険の家事労働費用担保特約	○	×	×
ペット搭乗中担保特約	×	×	○
形成手術費用担保特約	○	○	×
日常生活賠償責任保険特約	○	○	○
携行品損害担保特約	×	○	×

○：付帯あり ×：付帯なし

お車を運転される方について 特にご注意ください

運転者年齢条件 >>> 運転される方の年齢条件をご確認ください。
ご契約のお車が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、バイクの場合は、最も若い運転者の年齢に応じて、運転者の年齢条件を右表の①～④から設定することができます。原付の場合は、右表の①～②から設定することができます。年齢条件の設定により保険料が安くなりますが、年齢条件を満たさない年齢の方の運転中の事故は、保険金のお支払い対象となりませんので、よくご確認のうえお選びください。

年齢条件 \ 運転者の年齢				
	20歳以下	21～25歳	26～29歳	30歳以上
①全年齢担保	○	○	○	○
②21歳未満不担保	×	○	○	○
③26歳未満不担保	×	×	○	○
④30歳未満不担保	×	×	×	○

○：補償されます ×：補償されません

運転者家族限定特約 >>> 付帯される場合はご確認ください。
ご契約のお車が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車の場合に付帯できる特約です。この特約を付帯した場合、補償の対象となる運転者は右表のとおりに限定されます。補償範囲外の方が運転中の事故は、保険金のお支払い対象になりませんのでご注意ください。
家族とは記名被保険者、その配偶者、これらの方の同居の親族、別居の未婚の子にあたる方をいいます。

特約 \	運転者	記名被保険者	記名被保険者の配偶者	記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子	左記以外の方
有		○	○	○	○	×
無		○	○	○	○	○

○：補償されます ×：補償されません

他車運転危険担保特約(この特約は、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車を保険の対象とする場合に、自動付帯されております。)
記名被保険者、その配偶者およびこれらの方の同居の親族が、臨時に借用した他人の所有するお車(以下「借用自動車」といいます。)を運転中に起こした対人・対物賠償事故、自損事故について、借用自動車の保険に優先してご契約のお車の保険から保険金をお支払いします(レンタカーを除く)。なお、対象となる借用自動車は自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車の5車種です。記名被保険者、その配偶者およびこれらの方の同居の親族が所有または主に使用するお車は対象となりません。
運転者家族限定特約を付帯した場合は、特約により限定された運転者以外の方が運転中の事故は補償しません。また、運転者年齢条件を設定した場合は、年齢条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。

3. ノンフリート等級別率率制度について

当社は、1等級から20等級までの等級区分により保険料が割増・割引されるノンフリート等級別率率制度を採用しています。

初めて自動車保険をご契約される場合の等級

①前契約がなく初めて自動車保険をご契約される方はご契約の運転者の年齢条件に応じた6等級となります。
②11～20等級のご契約のある個人のご契約者が、2台目以降のお車を新たにご契約される場合で、一定の条件を満たしている場合に「複数所有新規割引」が適用され7等級となります。(自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車を保険の対象とする場合のみ)

等級	6A	6B	6C	6E	6D
年齢条件	全年齢担保	21歳未満不担保	26歳未満不担保	30歳未満不担保	年齢条件対象外
割増引(%)	+30	+10	0	0	0

等級	7A	7B	7C	7E	7D
年齢条件	全年齢担保	21歳未満不担保	26歳未満不担保	30歳未満不担保	年齢条件対象外
割増引(%)	+10	-10	-30	-30	-30

継続してご契約される場合のノンフリート等級(他の保険会社等からの継続も含む)
継続のご契約は、前年1年間無事故の場合、等級が1等級上がります。以降、無事故年数に応じて等級が上がり、最高20等級(60%割引)が適用されます。保険金をお支払いする事故を起こされた場合、次の継続契約では原則として事故件数1件につき3等級下がり、1等級の場合は保険料が60%の割増になります。事故件数に関しては後述の「事故件数について」の表をご参照ください。
保険の満期日または解約日から7日以内に新たな保険を契約しない場合は、7等級以上のノンフリート等級を継承できないことがあります。

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10
割増引(%)	+60	+30	+20	0	-10	-10	-20	-30	-40	-40

等級	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引(%)	-45	-50	-50	-55	-55	-58	-58	-60	-60	-60

(注)この割増率は当社のノンフリート等級別率率制度上の割増率率であり、変更される場合があります。保険料はその他の条件を含めて算出するため、保険料水準の目安とはなりますが、ご案内している実際の保険料を比較した場合の比率は異なります。

ノンフリート等級を引継ぐ続柄について

ノンフリート等級は、当社で継続される(他の保険会社等からの継続を含む)ご契約の記名被保険者が下記①～③のいずれかに該当する場合に、引継ぐことができます。
①前契約の記名被保険者 ②前契約の記名被保険者の配偶者 ③前契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
前契約の記名被保険者が法人名義や別居の親族の場合はノンフリート等級無事故割引を引継ぐことができません。
なお、前契約のノンフリート等級が1～5等級の場合、新契約で記名被保険者を上記①～③以外に変更されても、引継ぐ場合があります。詳細につきましては、当社までお問い合わせください。

前契約のノンフリート等級、事故件数、保険期間等について

前契約の記名被保険者、ノンフリート等級、事故件数、保険期間等のご申告に誤りがある場合には保険料等に変更が生じることがあります。ご不明な場合は前契約保険会社等にお問い合わせください。現行の制度では保険始期日以前にお客様の前年のご契約内容について、保険会社等間で確認をすることはできません。ご契約前に必ずご自身で記名被保険者、ノンフリート等級、事故件数、保険期間等をご確認ください。
ご契約後、保険始期日以降に、情報交換制度(別紙プライバシーポリシーをご参照ください)により保険会社等間で記名被保険者、ノンフリート等級、事故件数、保険期間等の確認を行います。万のご申告の内容と調査結果が異なる場合は、「ご契約内容相違のお知らせ」にてご連絡させていただきます。ご連絡するまで、保険始期より一定期間を要する場合があります。届きましたら、速やかにご確認のうえ、お手続きください。適用すべきノンフリート等級等に誤りがあった場合は、保険始期に遡り、ご契約内容の訂正、保険料の追加・返還等が必要となります。追加保険料をお支払いいただけないなど、ご契約内容訂正の手続きに応じていただけない場合には、保険金が支払われない場合があります。

事故件数について

ノンフリート等級別率率制度において、下記のとおり取扱いが異なりますので、ご注意ください。

事故の種類	事故の内容
①ノーカウント事故 事故件数に数えません。 翌年ご契約の等級は1等級上がります。	対人賠償保険の臨時費用保険金のみ事故、搭乗者傷害保険事故、無保険車傷害保険事故、人身傷害補償担保特約事故、弁護士費用特約事故、ファミリーバイク特約事故、搭乗者傷害保険の顔面・手足傷害倍額支払特約事故、搭乗者傷害保険の追加支払に関する特約事故、搭乗者傷害保険の家事労働費用担保特約事故、ペット搭乗中担保特約事故、日常生活賠償責任保険特約事故、携行品損害担保特約事故、形成手術費用担保特約事故等
②等級すえおき事故 翌年ご契約の等級は現在のご契約の等級と同じ等級が適用されます。	下記a～fの原因による車両保険事故、または下記a～fの原因による車両保険事故と上記「①ノーカウント事故」との組合せの事故 a:火災・爆発、窓ガラス破損 (ただし、飛来中・落下中の物以外の他物との衝突・接触、または、転覆・墜落によって生じた火災・爆発・窓ガラス破損を除く) b:盗難、落書き、いたずら c:騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為・破壊行為 d:台風・たつ巻・こう水・高潮 e:飛来中または落下中の他物との衝突 f:a～eのほかの偶発的事故(他物→飛来中または落下中の物を除く→との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によるものを除きます)
③カウント事故 翌年ご契約の等級は事故1件につき3等級下がります。	上記①②以外の事故

(注) ここでいう事故とは、ご請求中の保険金未払事故を含みます。当社アシスタンスサービスのみのご利用は事故件数に数えません。
(注) 前契約の事故件数の数え方は当社基準によります。他社で「等級プロテクト特約」等により、等級すえおき事故となる場合であっても、当社では原則としてカウント事故となります。

4. 示談交渉について

賠償事故(対人・対物)が起きた場合には、当社は被保険者と相手方との示談交渉の進め方やその内容についての相談、示談書の作成についての援助など事故解決のためのお手伝いをします。

被保険者が被害者から損害賠償の請求を受けたときは、当社は、被保険者のお申し出があり、かつ、被害者の同意が得られれば、被保険者のために当社が被害者との示談交渉を当社の費用によりお引受けします。ただし、被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれたなどの場合には、当社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

ただし、日常生活賠償責任保険特約については、示談交渉サービスは付帯されておりません。あらかじめご了承ください。

5. 保険期間について

この保険の保険期間は1年間です。実際にご契約いただくお客様の保険期間については、申込書、継続案内または継続確認通知書もしくは当社インターネットの契約画面等でご確認ください。

6. 保険金額の設定について

保険金額については、補償項目ごとに一定の範囲内でお選びいただくものと、あらかじめ金額が定まっているものがあります。詳しくは「Ⅲ. その他のご注意点・支払保険金等の一覧表」をご覧ください。

7. 保険料の算出方法について

アクサダイレクト総合自動車保険は、お客様それぞれのリスク要因に基づき保険料を算出する「リスク細分型自動車保険」です。

お申込手続きの際には、以下の項目につき使用実態に基づいて正確にお申し出ください。なお、変更が生じた場合は速やかに当社へご連絡ください。変更内容により、保険料の変更等が生じる場合があります。

保険料の算出要素		保険料の算出区分	
①被保険自動車の用途・車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた区分や、車両クラス等により保険料が異なります。		
②被保険自動車の装置	お車の装置の有無によって保険料が異なります。(お車のカタログやパンフレットでご確認いただけます。)		
	装置	内容	確認方法
	エアバッグ	ハンドルの中央部やダッシュボードに、風船状の袋を仕込み、事故の瞬間にそれらを膨らませ、搭乗者を保護する装置	ハンドル部分またはダッシュボード付近に「SRS」または「SRS AIRBAG」などの表示があるかご確認ください。ただし、原付・バイクは除きます。
	ABS(アンチロック・ブレーキングシステム)	急ブレーキをかけた場合などに、タイヤがロックするのを防ぐことにより、車両の進行方向の安定性を保ち、またハンドル操作が効くようにする装置	エンジン始動時に、速度メーターの近くにABS装置のマークが点灯するかご確認ください。
③記名被保険者の生年月日	記名被保険者の年齢により保険料が異なります。		
④記名被保険者の住所	転居等により保険料の変更が生じる可能性があります。 ■北海道 ■東北(青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島) ■関東・甲信越(東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟) ■北陸・東海(富山、石川、福井、静岡、愛知、岐阜、三重) ■近畿・中国(大阪、京都、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、山口) ■四国(香川、愛媛、徳島、高知) ■九州(福岡、長崎、佐賀、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄)		
⑤被保険自動車の使用目的	お車の主な使用目的によって保険料が異なり、使用目的の変更によって保険料の変更が生じます。	使用目的	基準
		業務用	週5日以上、または月間15日以上、業務に使用される場合
		通勤通学用	業務用に該当せず、週5日以上、通勤通学および最寄り駅への送迎に使用される場合
		レジャー等用	上記のいずれにも該当しない場合
		週5日以上、または月間15日以上、業務に使用しますか	いいえ → 週5日以上、通勤通学および最寄り駅への送迎に使用しますか はい → 業務用
			いいえ → 通勤通学用 はい → レジャー等用
⑥記名被保険者の運転免許証の色	保険期間の初日において記名被保険者が所有する有効な運転免許証の色(a:グリーン、b:ブルー、c:ゴールド)によって保険料が異なります。		
⑦被保険自動車の初度登録年月/初度検査年月	初度登録年月の翌月から起算して保険始期日の属する月までの期間(車齢)によって保険料が異なる場合があります。(原付は除きます)		
⑧被保険自動車の保険期間1年間における予想最大走行距離	ご契約のお車が1年間に走行する距離の予想値(a:5,000km未満、b:5,000km以上10,000km未満、c:10,000km以上)によって保険料が異なります。ご契約時、ご継続時、車両入替時などにメーター値をお申し出ください。		

8. 保険料のお支払方法について

一括払いと分割払いがあります。原付・バイク保険の場合は一括払いのみお取扱いしております。

一括払いおよび分割払いの初回保険料のお支払方法には次の3つがあります。

初回保険料のお支払方法	保険料の入金日
①コンビニエンスストアでのお支払い(オンライン方式/払込票郵送方式)	お客様がコンビニエンスストアでお払込みされた日 当社での入金確認には数日を要することがありますので、お早めにお払込みください。
②クレジットカードによるお支払い	当社がクレジットカード会社より契約時保険料のカード決済に関する承認を得られた日 カード決済日のご指定はできません。
③オンライン振込によるお支払い (銀行のオンライン口座をお持ちの方にかぎります。ゆうちょ銀行も含まれます。)	お客様がインターネットでお振込手続きを完了された日

9. 満期返戻金・契約者配当金について

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

10. 解約および解約返戻金について

ご契約を解約される場合には当社へご連絡ください。所定のお手続き完了後、保険料を返還、またはご請求させていただくことができます。

相談、苦情、連絡等の窓口について

当社へのご相談・苦情等
お客様相談室：0120-449-669
受付時間 月～金 9:00～17:00
なお、土日祝日は休みです。

契約概要に関する当社へのお問い合わせ
ご契約者様専用受付：0120-193-877
受付時間 月～金 9:00～22:00 土・日 9:00～17:00
当社でご契約を検討中のお客様専用受付：0120-577-544
受付時間 9:00～22:00(祝日も含む)

保険会社との間で解決できない場合
一般社団法人外国損害保険協会にご相談いただくこともできます。
外国損害保険協会：03-5425-7854
受付時間 9:00～17:00
(12:00～13:00を除きます)
なお、土日祝日は休みです。

II. 注意喚起情報

ご契約に際して、ご契約者にとって不利益になる事項など特にご注意いただきたい事項を「注意喚起情報」として記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みください。

1. クーリングオフについて

クーリングオフ制度とは、保険期間が1年を超えるご契約の場合に、お申込みから一定期間内であれば、お申込人またはご契約者がご契約の撤回等を行える制度ですが、本契約においてはクーリングオフの対象外となっております。あらかじめご了承ください。

2. 告知義務について

ご契約に際して当社に重要な事実を申し出ていただく義務があります。「契約申込書」または「契約申込画面」の記載事項を十分にご確認ください。

現在、当社でご契約のお客様が自動継続により継続される場合は、「満期案内通知書兼自動継続契約内容確認書」をご確認ください。万一、記載事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除させていただく場合、保険金をお支払いできない場合、または保険料に変更が生じる場合があります。

特に前契約のノンフリート等級、事故件数、保険期間および前契約の記名被保険者と新契約の記名被保険者の続柄については十分にご確認ください。また、ご契約後、保険始期日以降に、情報交換制度（別紙プライバシーポリシーを参照ください。）により保険会社等間で、記名被保険者、車両所有者、ノンフリート等級、事故件数、保険期間等の確認を行います。万一お申し出の内容と異なる場合は、「ご契約内容相違のお知らせ」にてご連絡させていただきます。ご連絡するまで、保険始期より一定期間を要する場合があります。届きましたら、速やかにご確認のうえ、お手続きください。

3. 通知義務について

ご契約後、下表のいずれかに該当する事項が発生した場合は、ただちに当社までご連絡ください。契約内容の変更によって、保険料の追加や返還が生じる場合、または補償内容を制限させていただく場合があります。変更の手続きをされるまでの間に生じた事故による損害または傷害に対して、保険金をお支払いできない場合があります。

通知が必要な事項			
①用途・車種、登録番号・車両番号の変更	②ご契約者、記名被保険者の住所変更	③記名被保険者の変更	④使用目的(業務用、通勤通学用、レジャー等用)をいいます。)の変更
⑤お車の変更(入替)	⑥お車の譲渡	⑦運転者限定条件の変更	⑧運転者年齢条件の変更
⑨ご契約車両価額の著しい増加・減少	⑩危険物を積載すること、または危険物を積載した被けん引自動車けん引すること	⑪前記の他、保険証券または申込書・画面の記載事項に重要な変更を生ずべき事実(危険が著しく増加する場合)	⑫他の保険契約等を締結すること

4. 保険開始時刻について

保険開始時刻は、申込書・申込画面に記載の保険期間の初日の午後4時(もしくは申込書・申込画面に記載の時刻)からとなります。これより前に発生した事故については、お申込日や保険料のお支払いに関わらず補償の対象となりません。また保険期間が始まった後であっても、当社が保険料を領収する前に生じた損害または傷害に対しては保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

5. 保険料のお支払期限、および、申込書等必要書類のご提出について

以下のお手続きが完了しない場合には、補償は開始されません。十分ご注意ください。

①保険料のお支払いは、申込書・申込画面等に記載された保険期間の初日の前日までに完了してください。②申込書およびその他の必要書類(車検証のコピー等)は、所定のお手続き期日までに当社必着でご提出ください。郵便事情等をご考慮のうえ、お早めのお手続きをお願いいたします。ただし、ホームページ上で保険契約を締結され、当社より書類の提出が不要である旨ご案内している場合は、その手続方法によります。

6. 保険料分割払いのご注意について

●保険料を、振替予定日(毎月27日)より以前の金融機関営業日までに、ご指定の口座に必ずご用意ください。なお、27日が金融機関休業日の場合は翌営業日に振替となります。

●万一振替ができない場合には、翌月に2回分まとめてご請求いたします。振替不能のお知らせは、振替不能月の翌月中旬頃に書面にてご案内いたします。

なお、2回連続して振替ができない場合には、ご契約が解除となりますので、ご注意ください。解除となった場合、1回目の振替不能日の翌日から免責となり、それ以降に発生した事故については保険金をお支払いしません。またノンフリート等級無事故割引も引継ぐことができません。

7. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)について

この保険では次に掲げる損害または傷害に対しては保険金をお支払いしません。詳細は普通保険約款/特約条項をご参照ください。

対人賠償・対物賠償	●保険契約者、被保険者の故意による損害 ●台風、こう水または高潮による損害 ●(対人賠償のみ)次のいずれかの方に対する損害 ①記名被保険者 ②運転者、その父母、配偶者または子 ③被保険者の父母、配偶者または子 ④被保険者の業務に従事する使用人 ⑤被保険者の使用者の業務に従事者の同僚 ●(対物賠償のみ)次のいずれかの方が所有・使用もしくは他人から預かったものに対する損害 ①記名被保険者 ②ご契約のお車を運転中の方、その父母、配偶者または子 ③被保険者、その父母、配偶者または子 ④被保険者の使用者。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用している場合に限りません。
自損事故・搭乗者傷害	●被保険者の故意により、その本人に生じた傷害 ●無免許運転、麻薬の影響がある場合または酒気帯びで被保険自動車を運転中、その本人について生じた傷害 ●被保険者が被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車を搭乗中に生じた傷害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に生じた傷害
無保険車傷害	●被保険者の故意による損害 ●台風、こう水または高潮による損害 ●被保険者が被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車を搭乗中に生じた損害
車両保険	●保険契約者、被保険者または被保険金を受け取るべき者の故意による損害 ●詐欺、横領による損害 ●無免許運転、麻薬の影響がある場合または酒気帯びで被保険自動車を運転中に生じた損害
上記に共通のもの	●戦争、武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって生じた損害・傷害 ●地震もしくは噴火またはこれらの津波によって生じた損害・傷害 ●核燃料物質によって生じた損害・傷害 ●上記事由に伴って生じた事故、またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた損害・傷害 ●被保険自動車を競走、曲技もしくは試験のために使用しているとき、または競走、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所に使用しているときに生じた損害・傷害

8. 車両保険の免責金額について

車両保険の免責金額または免責割合(自己負担額または割合)は、右表からお選びいただけます。車両保険の保険金をお支払いする場合、損害額から右表の免責金額(自己負担額)、または、損害額から免責割合 30%を乗じた額を差し引いた金額をお支払いします。

●車対車免ゼロ特約について(正式名称:車両保険の免責金額に関する特約)
第1回目の車両事故の免責金額が5万円のご契約にかぎり、この特約を付帯することができます。この特約を付帯した場合、車両保険の第1回目の事故で、相手自動車を確認できる他の自動車との衝突・接触事故の場合のみ、車両保険の免責金額がゼロになります。

第 1 回目の車両事故	第 2 回目以降の車両事故
0万円	10万円
5万円	10万円
7万円 (注1)	10万円
10万円	10万円
30% (注2)	30% (注2)

(注1) ノンフリート等級1～6等級のご契約のみ対象となります。
(注2) 「車対車+A」車両保険のタイプでお申込みの場合に付帯できます。

9. ご契約を中断される場合（契約の中断制度）について

7等級以上のお車を廃車・譲渡、または海外留学・転勤等で海外に長期で出国（海外旅行などの一時的な出国は除きます。）等の理由で保険契約を解約または満期時に継続されない場合は、一定の条件を満たす場合に、お客様のお申し出により、中断証明書を当社から発行します。これにより、後日新しい契約にノンフリート等級を引継ぐ制度があります。中断日（ご契約の満期日または解約日）の翌日から13ヶ月以内のお申し出により発行いたします。条件等の詳細およびお手続きは当社までお問い合わせください。

中断制度	中断証明の発行条件	中断後の新契約の条件
国内中断 ご契約のお車を長期間手放す場合	中断されるご契約の満期日または解約日までにご契約のお車が廃車、譲渡または貸主に返還されていること。または車検満了時に継続検査を受けず、自動車検査証が効力を失っていること。	中断日の翌日から10年以内に新契約を締結の場合
海外中断 記名被保険者の長期的な海外渡航による場合	記名被保険者が海外へ出国された日が、中断されるご契約の満期日または解約日から6ヶ月以内の日であること。 記名被保険者が海外から帰国される日より前に締結された最後の保険契約であること	出国日の翌日から10年以内かつ帰国日の翌日から1年以内の新契約を締結の場合
妊娠による中断 記名被保険者が妊娠された場合（バイク・原付のみ）	ご契約のお車が、バイクまたは原付であり、中断されるご契約の満期日または解約日までに母子保健法に定める妊娠の届出を行っていること。	中断日の翌日から3年以内に新契約を締結の場合

10. ご継続契約の保険料について

ご契約条件の変更や記名被保険者の年齢の進行、車齢の進行、車両保険の免責金額または免責割合の設定変更等により、1年間無事故の場合でもご継続契約の保険料が高くなる場合があります。また、当社ではご契約者の皆様全体の保険金支払動向に基づき保険料水準の検証を行っており、検証の結果、保険料を改定した場合には保険料が高くなる場合もあります。

11. ご継続契約のお引受けについて

当社から依頼するお手続きが行われない場合は、ご継続契約をお引受けできない場合があります。また、保険期間中における保険事故情報、保険料の不払い、お車の入替、その他の契約内容変更等、お客様の諸条件によっては、ご継続契約の補償内容を制限させていただく場合や、ご継続契約をお引受けできない場合があります。

12. 保険契約の自動継続に関する特約について

この特約はご契約の継続（更新）に際し、契約申込書の返送などお客様のお手続きを簡便にし、ご継続忘れなどを防止するため付帯しております。

- ① 当社ホームページでお申込みの場合、この特約は自動付帯となります。（一部代理店扱いの場合を除きます。）
- ② 当社より満期日の約2ヶ月前に「満期案内通知書兼自動継続契約内容確認書」をお送りします。その後、所定の期日（満期日の前月10日）までに、お客様、もしくはご当社より契約内容の変更など特段の意思表示がない場合、保険契約は前契約と同一の条件で自動的に継続するものとし、継続契約内容を改めて書面にてご案内します。この特約により、自動継続時の契約申込書の返送など、ご面倒な手続きを省略できます。
- ③ 自動継続特約を付帯された場合でも、継続契約のご案内時点におけるご契約の状況・継続契約のお引受条件等の諸条件により、自動継続特約が適用されない場合があります。
- ④ 自動継続特約が適用されない場合や同封の「契約申込書」に提示されている自動継続以外のプランを選択される場合や、継続お手続き期間中に契約内容の変更がある場合等はお手続きが異なります。別紙「ご継続手続きのご案内」等にてご確認ください。
- ⑤ ご契約を継続されない場合は、保険始期日前日までに必ず当社までご連絡ください。ご連絡がない場合は、自動的に前年同様の内容で継続となり、保険料も指定口座から指定日に振替を行います。

13. 解約および解約返戻金について

ご契約を解約される場合には、当社へご連絡ください。所定のお手続き完了後、保険料を返還、またはご請求させていただくことがあります。

14. 保険会社破綻時の取扱いについて

保険契約を引受けている損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）が設立されており、当社もこの機構に参加しております。「アクサダイレクト総合自動車保険」はこの保護機構で補償される対象契約に該当します。当社が経営破綻した場合には、破綻後3ヶ月間に生じた保険事故については保険金の全額が、3ヶ月経過後は80%が、この保護機構により補償されます。また、解約返戻金は80%がこの保護機構により補償されます。

相談、苦情、連絡等の窓口について

当社へのご相談・苦情等
お客様相談室：0120-449-669
受付時間 月～金 9:00～17:00
なお、土日祝日は休みです。

注意喚起情報に関する当社へのお問い合わせ
ご契約者様専用受付：0120-193-877
受付時間 月～金 9:00～22:00 土・日 9:00～17:00
当社でご契約を検討中のお客様専用受付：0120-577-544
受付時間 9:00～22:00（祝日も含む）

保険会社との間で解決できない場合
一般社団法人外国損害保険協会にご相談いただくこともできます。
外国損害保険協会：03-5425-7854
受付時間 9:00～17:00
（12:00～13:00を除きます）
なお、土日祝日は休みです。

Ⅲ. 其他のご注意点

ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

1. ご契約前、次のことにご注意ください

契約内容等の確認

「契約申込書」、または「契約申込画面」の記載内容を十分ご確認ください。なお、現在当社にてご契約で自動継続による継続契約のご案内をさせていただいているお客様は、「契約申込書」および「満期案内通知書兼自動継続契約内容確認書」をご確認ください。万一、記載事項が事実と異なる場合は、当社までご連絡ください。

保険契約の無効について

ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約は無効となります。

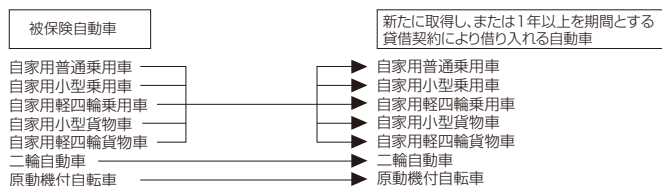
- ① 保険契約に関し、保険契約者または記名被保険者の詐欺行為があった場合
- ② 保険契約者または記名被保険者が、当社が保険金を支払うべき損害や傷害またはこれらの原因がすでに生じていることを知っている場合
- ③ ご契約者が他人のために契約される場合

2. ご契約後、次のことにご注意ください

お車の入替

被保険自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として新たにお車を取得され、ご契約の対象となるお車を変更される場合は、ただちにご連絡ください。お車の入替手続きが必要となります。

お車の入替手続きができる範囲



入替後のお車の所有者

①～④のいずれかであることが条件です。(所有権留保条項付売買契約の買主・賃借契約の借主を含みます。)

- ① 入替前のお車の所有者と同一
- ② 記名被保険者
- ③ 記名被保険者の配偶者
- ④ 記名被保険者またはその配偶者と同居の親族

※新たに取得されるお車が一部の「高級車」、「スポーツカー」等、もしくは、製造されてから一定年月以上経過しているお車の場合は、車両保険を付帯できない場合があります。

※新たに取得されるお車が改造車の場合や、並行輸入車等当社で型式が確認できない場合は、お車の入替はできません。この場合はご契約を解約していただくことになりますので、あらかじめご了承ください。

お車の譲渡

- 保険期間の途中で車を譲渡された場合、この保険契約に適用される普通保険約款・特約条項に関する権利、義務はお車の譲受人(譲り受けた相手)には移りません。
- 保険契約適用に関する普通保険約款・特約条項に関する権利、義務を譲渡したい場合は必ず当社へご連絡ください。中途更改のお手続きが必要となります。ご連絡をいただく前に生じた損害または傷害には、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険料分割払いのご注意

- 保険証券の裏面に保険料振替内容が記載されておりますので、必ずご確認ください。
- 保険料を、振替予定日(毎月27日)より以前の金融機関営業日までに、ご指定の口座に必ずご用意ください。なお、27日が金融機関休業日の場合は翌営業日に振替となります。
- 万一振替ができない場合には、翌月に2回分まとめてご請求いたします。振替不能のお知らせは、振替不能月の翌月中旬頃に書面にてご案内いたします。なお、2回連続して振替ができない場合には、ご契約が解除となりますので、ご注意ください。
- 解除となった場合、1回目の振替不能日の翌日から免責となり、それ以降に発生した事故については保険金をお支払いしません。またノンフリート等級無事故割引も引継ぐことができません。(注)原付・バイクの場合は、保険料の分割払いはお取り扱いいたしません。

保険金をお支払いした後の保険金額(契約金額)

保険金のお支払いが何回あっても保険金額(契約金額)は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。ただし、ペット搭乗中担保特約および携行品損害担保特約の場合、保険期間を通じてお支払いする保険金は、保険金額が上限となります。

保険契約の解約

保険期間の途中でご契約を解約される場合には、当社までご連絡ください。所定のお手続き完了後、原則として下記計算式により保険料を返還(注2)します。

年間適用保険料 × (1 - 既経過期間に対応する短期率(注1)) = 解約返還保険料

ご契約内容の変更

ご契約内容の変更にもなう追加・返還保険料(注2)の基本計算式は下記のとおりです。ただし、追加・返還保険料の額が1,000円以下となった場合には、保険料の請求・返還は行いません(訂正や未払保険料等の一時払込みは除きます)。(注3)

- 保険料が追加となる場合(新条件による年間適用保険料 - 旧条件による年間適用保険料) × 未経過期間に対応する短期率(注1) = 追加保険料
- 保険料が返還となる場合(旧条件による年間適用保険料 - 新条件による年間適用保険料) × (1 - 既経過期間に対応する短期率(注1)) = 返還保険料

(注1)短期率は下記のとおりです。

期間	7日 まで	15日 まで	1ヶ月 まで	2ヶ月 まで	3ヶ月 まで	4ヶ月 まで	5ヶ月 まで	6ヶ月 まで	7ヶ月 まで	8ヶ月 まで	9ヶ月 まで	10ヶ月 まで	11ヶ月 まで
短期率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%

ただし、保険料を分割払いの条件でご契約の場合は、下記のように月割での算出となります。

期間	1ヶ月 まで	2ヶ月 まで	3ヶ月 まで	4ヶ月 まで	5ヶ月 まで	6ヶ月 まで	7ヶ月 まで	8ヶ月 まで	9ヶ月 まで	10ヶ月 まで	11ヶ月 まで
月割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12

(注2) 契約者または被保険者の故意または重大な過失により、契約が無効・失効・解除となる場合、保険料の返還ができない場合があります。

(注3) 少額異動保険料に関する特約(全てのご契約に自動付帯されます。)により、保険期間の途中で発生する契約条件の変更にもなう追加保険料および返還保険料の額が1,000円以下の場合は追加保険料の請求および保険料の返還を行いません。ただし、(1)契約内容の訂正、(2)未払保険料等の一時払込み、(3)その他当社が特に定める場合を除きます。

ご契約者が死亡された場合のお取扱い

ご契約者が死亡された場合、保険契約上の権利および義務はご契約者の死亡時の法定相続人に移転します。この場合は当社までご連絡ください。

相談、苦情、お問い合わせ等

- | | |
|----------------------------|--|
| ① 当社へのご相談・苦情等 | お客様相談室……………0120-449-669 (受付時間 月～金 9:00～17:00) |
| ② 重要事項説明に関する
当社へのお問い合わせ | ●ご契約者様専用受付……………0120-193-877 (受付時間 月～金 9:00～22:00 土・日 9:00～17:00)
●当社でご契約を検討中のお客様専用受付…0120-577-544 (受付時間 9:00～22:00 祝日も含む) |

■支払保険金等の一覧表

詳細は普通保険約款/特約条項をご参照ください。

保険金をお支払いする場合		保険金額とお支払いする保険金		保険金をお支払いできない場合																																																																																																																																															
対人賠償保険	ご契約のお車の自動車事故で他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負ったときに、自賠償保険で支払われる金額を超える部分に対して保険金をお支払いします。	賠償費用	1事故あたり、または被害者1名あたりの保険金額は「無制限」です。		①保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害 ②台風、こう水または高潮によって生じた損害 ③次のいずれかの方にに対する損害 (1)記名被保険者 (2)運転者、その父母、配偶者または子 (3)被保険者の父母、配偶者または子 (4)被保険者の業務に従事中の使用人 (5)被保険者の使用者の業務に従事中の同僚																																																																																																																																														
		臨時費用	被害者1名につき、死亡の場合10万円、入院20日以上の場合2万円を賠償費用とは別枠でお支払いします。																																																																																																																																																
		訴訟費用	損害賠償に関する訴訟について、当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等を、賠償費用とは別枠でお支払いします。																																																																																																																																																
対物賠償保険	ご契約のお車の自動車事故で他の車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金額を限度として保険金をお支払いします。	賠償費用	1事故あたりの保険金額は以下の3種類からお選びいただけます。 四輪自動車の場合:1,000万円/2,000万円/無制限 原付・バイクの場合:500万円/1,000万円/2,000万円/無制限		①保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害 ②台風、こう水または高潮によって生じた損害 ③次のいずれかの方が所有、使用もしくは他人から預かったものに対する損害 (1)記名被保険者 (2)運転者、その父母、配偶者または子 (3)被保険者、その父母、配偶者または子 (4)被保険者の使用者。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります。																																																																																																																																														
		訴訟費用	損害賠償に関する訴訟について、当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等を、賠償費用とは別枠でお支払いします。																																																																																																																																																
自損事故保険	ご契約のお車を運転中の事故(電柱衝突や転落事故など)で、運転者や同乗者が死傷、または身体に後遺障害や傷害を被った場合で、自賠償保険により補償が受けられないときに保険金をお支払いします。 ※人身傷害補償担保特約を付帯したご契約は人身傷害補償担保特約で補償されます。	死亡時	1名につき、1,500万円の死亡保険金をお支払いします。		①被保険者の故意によって、その本人について生じた傷害																																																																																																																																														
		入・通院時	1名・1日につき、入院6,000円、通院4,000円の医療保険金をお支払いします。(1回の事故につき1名100万円が限度)		②無免許運転、麻薬等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で被保険自動車を運転している場合、または酒気帯びで被保険自動車を運転している場合にその本人について生じた傷害																																																																																																																																														
		後遺障害発生時	後遺障害が発生した場合に、1名につき、その障害の程度に応じて50万円～2,000万円の後遺障害保険金をお支払いします。		③被保険者が被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害																																																																																																																																														
		介護費用	重度後遺障害のうち所定のものについて1名につき200万円をお支払いします。		④被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人について生じた傷害 ⑤被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの																																																																																																																																														
無保険車傷害保険	ご契約のお車を運転中に、対人賠償保険等がついていない車との自動車事故により、運転者や同乗者が死亡または後遺障害を被った場合で、加害者から十分な法律上の損害賠償を受けられないとき保険金をお支払いします。	死亡または、後遺障害発生時	被害者1名あたりの保険金額は2億円です。 記名被保険者や、そのご家族については、ご契約のお車に乗っていないとき(歩行中など)でも補償します。		①被保険者の故意によって生じた損害 ②台風、こう水または高潮によって生じた損害 ③無免許運転、麻薬等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で自動車を運転している場合、または酒気帯びで自動車を運転している場合に生じた損害 ④被保険者が自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害 ⑤被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ⑥被保険者が被保険自動車以外の自動車に競技、曲技または試験のために搭乗中に生じた損害 ⑦被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの																																																																																																																																														
搭乗者傷害保険	ご契約のお車に乗車中の方が自動車事故で死亡または後遺障害や傷害を被った場合に保険金をお支払いします。(傷害の場合は、部位・症状別定額払いとなります。)	死亡時	1名あたりの保険金額は以下の4種類からお選びいただけます。 四輪自動車の場合:500万円/1,000万円/1,500万円/2,000万円 原付・バイクの場合:200万円/300万円/500万円/1,000万円 ●座席ベルト装着者特別保険金(原付・バイクは対象外) 座席ベルト装着中に生じた事故で死亡の場合は、保険金額の30%(300万円限度)を座席ベルト装着者特別保険金として、死亡保険金とは別にお支払いします。		①被保険者の故意によって、その本人に生じた傷害 ②無免許運転、麻薬等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で被保険自動車を運転している場合、または酒気帯びで被保険自動車を運転している場合にその本人について生じた傷害 ③被保険者が被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害 ④被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害 ⑤被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの																																																																																																																																														
		後遺障害発生時	後遺障害が発生した場合に、1名につき、その障害の程度に応じて死亡保険金の100%～4%を後遺障害保険金としてお支払いします。																																																																																																																																																
		重度後遺障害発生時	所定の後遺障害が発生し、介護を必要とする場合、下記の保険金をお支払いします。 ●重度後遺障害特別保険金…死亡保険金の10%(100万円限度) ●重度後遺障害介護費用保険金…後遺障害保険金の50%(500万円限度)																																																																																																																																																
		入・通院時	入・通院日数が4日以内の場合は一律1万円、5日以上となった場合は、傷害の部位・症状に応じて定額でお支払いします。																																																																																																																																																
			部位・症状別医療保険金支払額表 (単位:万円)																																																																																																																																																
		<table><tr><th rowspan="2">部 位</th><th colspan="11">部 位</th></tr><tr><th>頭部</th><th>顔の傷を除く顔面部</th><th>眼</th><th>歯</th><th>歯牙</th><th>胸部または腹部</th><th>背肩、腰背または臀部</th><th>手指を除く上肢</th><th>手指を除く下肢</th><th>足指</th><th>全身</th></tr><tr><td>打撲・挫挫・挫傷または擦過傷</td><td>5</td><td>5</td><td>-</td><td>-</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>15</td></tr><tr><td>挫創・挫減創または切創</td><td>5</td><td>5</td><td>-</td><td>-</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>15</td></tr><tr><td>腱・筋の損傷または断裂</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>60</td><td>40</td><td>40</td><td>30</td><td>40</td><td>30</td></tr><tr><td>骨折または脱臼</td><td>75</td><td>30</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>75</td><td>20</td><td>40</td><td>30</td><td>15</td><td>60</td></tr><tr><td>欠損または切断</td><td>-</td><td>20</td><td>-</td><td>5</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>70</td><td>20</td><td>90</td><td>25</td></tr><tr><td>頭蓋内の内出血もしくは血腫または眼球の内出血もしくは血腫</td><td>85</td><td>-</td><td>30</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>神経の損傷または断裂</td><td>100</td><td>20</td><td>60</td><td>-</td><td>70</td><td>-</td><td>60</td><td>40</td><td>30</td><td>40</td><td>30</td></tr><tr><td>臓器または眼球の破裂・損傷</td><td>-</td><td>-</td><td>60</td><td>-</td><td>-</td><td>80</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>熱傷</td><td>5</td><td>5</td><td>-</td><td>-</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>15</td></tr><tr><td>その他</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>15</td></tr></table> (注)全身とは以下の(1)から(6)までの定める部位のうち、3部位以上にわたる場合をいいます。 (1)頭部(2)顔面部(3)頸部(4)胸部、腹部、背部、腰部または臀部(5)上肢(6)下肢		部 位	部 位											頭部	顔の傷を除く顔面部	眼	歯	歯牙	胸部または腹部	背肩、腰背または臀部	手指を除く上肢	手指を除く下肢	足指	全身	打撲・挫挫・挫傷または擦過傷	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	15	挫創・挫減創または切創	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	15	腱・筋の損傷または断裂	-	-	-	-	-	60	40	40	30	40	30	骨折または脱臼	75	30	-	-	-	75	20	40	30	15	60	欠損または切断	-	20	-	5	-	-	-	70	20	90	25	頭蓋内の内出血もしくは血腫または眼球の内出血もしくは血腫	85	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	神経の損傷または断裂	100	20	60	-	70	-	60	40	30	40	30	臓器または眼球の破裂・損傷	-	-	60	-	-	80	-	-	-	-	-	熱傷	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	15	その他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	15	
部 位	部 位																																																																																																																																																		
	頭部	顔の傷を除く顔面部	眼	歯	歯牙	胸部または腹部	背肩、腰背または臀部	手指を除く上肢	手指を除く下肢	足指	全身																																																																																																																																								
打撲・挫挫・挫傷または擦過傷	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	15																																																																																																																																								
挫創・挫減創または切創	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	15																																																																																																																																								
腱・筋の損傷または断裂	-	-	-	-	-	60	40	40	30	40	30																																																																																																																																								
骨折または脱臼	75	30	-	-	-	75	20	40	30	15	60																																																																																																																																								
欠損または切断	-	20	-	5	-	-	-	70	20	90	25																																																																																																																																								
頭蓋内の内出血もしくは血腫または眼球の内出血もしくは血腫	85	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																								
神経の損傷または断裂	100	20	60	-	70	-	60	40	30	40	30																																																																																																																																								
臓器または眼球の破裂・損傷	-	-	60	-	-	80	-	-	-	-	-																																																																																																																																								
熱傷	5	5	-	-	5	5	5	5	5	5	15																																																																																																																																								
その他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	15																																																																																																																																								
車 両 保 険	偶然な事故により、ご契約のお車が損害を被った場合に保険金をお支払いします。 (当社が定める一部車両および原付・バイクには付帯できません。)	損害保険金	お車が全損(修理できない場合または修理費が保険金額以上となる場合)の場合は保険金額の全額をお支払いします。 全損以外の場合は、損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。 なお、保険金額はお車によって異なります。		①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意による損害 ②無免許運転、麻薬等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で被保険自動車を運転している場合、または酒気帯びで被保険自動車を運転している場合に生じた損害 ③詐欺、横領による損害 ④欠陥、自然消耗、故障等による損害 ⑤取り外された部品や付属品の損害 ⑥タイヤに生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって生じた損害を除きます。																																																																																																																																														
			主な事故の種類	ご契約方法	フルカバー一般車両保険	スタンダード「車対車+A」車両保険																																																																																																																																													
			火災・爆発・盗難・台風・こう水・高潮による損害		○	○																																																																																																																																													
			他人の自動車(原動機付自転車を含む)との衝突・接触で相手の自動車とその運転者または所有者が確認されたとき		○	○																																																																																																																																													
			他人の自動車(原動機付自転車を含む)との衝突・接触で相手の自動車や所有者などが不明の事故(当て逃げなど)		○	×																																																																																																																																													
		電柱などの自動車以外の他物との衝突・接触などによる事故(単独事故など)		○	×																																																																																																																																														
		相手はあるが実際に接触しなかった事故(相手を避けようとして起こした事故など)		○	×																																																																																																																																														
		○:お支払いします ×:お支払いしません																																																																																																																																																	
	代車等費用保険金(盗難時)	盗難によりお車が使用できなくなった場合、1日につき3,000円をお支払いします。 (使用不能日数から最初の3日間を控除した日数。30日限度。)																																																																																																																																																	
	車両全損時臨時費用保険金	お車が全損の場合、損害保険金とは別枠で、保険金額の5%(10万円限度)をお支払いします。																																																																																																																																																	
	身の回り品保険金	損害保険金が支払われる場合で、かつ同一事由により車内やトランクに横んでいる個人所有の身の回り品に生じた損害について、損害保険金と別枠で、1事故につき10万円を限度にお支払いします。																																																																																																																																																	
				＜身の回り品保険金の対象とならない主なもの＞ ご契約のお車の付属品、燃料タンク内の燃料、通貨、有価証券、預貯金証書、貴金属、宝石、書画骨董、設計書、稿本、運転免許証、動物、植物、事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物など																																																																																																																																															
				・車対車免ゼロ特約(正式名称:車両保険の免責金額に関する特約) 第1回目の車両事故の免責金額が5万円のご契約に付帯することができ、車両保険の第1回目の事故で、相手自動車が確認できる他の自動車との衝突・接触事故の場合のみ、車両保険の免責金額がゼロになります。																																																																																																																																															

	保険金をお支払いする場合	保険金額とお支払いする保険金		保険金をお支払いできない場合
人身傷害補償担保特約	ご契約のお車を運転中または乗車中の方が事故で死亡または身体に後遺障害や傷害を被った場合、加害者との示談解決を待たずに、過失割合に関わらず約款記載の損害額基準に従って、1名ごとにご契約の保険金額の範囲で保険金をお支払いします。 ご契約のお車の記名被保険者、その配偶者、同居の親族等は、歩行中や他人の車に乗車中の自動車事故などの場合も同様に保険金をお支払いします。なお、この特約を付帯した場合は、自損事故保険は適用されず、この特約で補償します。	死亡または入・通院時、後遺障害発生時	1事故あたり、または1名あたりの保険金額は 3,000万円から1億円の間で、1,000万円区切りでお選びいただけます。 契約中のお車の事故、歩行中や他人のお車に乗車中の自動車事故などによる以下の損害等に対し、保険金額を限度として、約款記載の当社基準に基づいて算出した損害額をお支払いします。 死亡時・・・逸失利益、精神的損害、葬儀費用等 後遺障害発生時・・・逸失利益、精神的損害、将来の介護料等 傷害発生時・・・治療関係費、休業損害、精神的損害等	①被保険者の故意または極めて重大な過失によって生じた損害 ②無免許運転、麻薬等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で自動車を運転している場合、または酒気帯びで自動車を運転している場合に生じた損害 ③被保険者が自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害 ④被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ⑤被保険者が、被保険自動車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、または記名被保険者もしくは、その配偶者の同居の親族もしくは別居の未婚の子が所有する自動車、またはこれらの者が常時使用する自動車に搭乗中に生じた損害 ⑥被保険者がバイクまたは原付に搭乗中に生じた損害。ただし、次の場合を除きます ●被保険自動車の車種がバイクの場合は、被保険者がバイクに搭乗中に生じた損害 ●被保険自動車の車種が原付の場合は、被保険者が原付に搭乗中に生じた損害 ⑦被保険者が自動車検査証に事業用と記載されている自動車を運転中に生じた損害 ⑧会社の業務のため、会社の所有する自動車を運転中に生じた損害
弁護士費用等担保特約	記名被保険者、その配偶者およびこれらの方の同居の親族等が、自動車による被害事故により賠償義務者への損害賠償請求を、当社の同意を得て弁護士に委任した際に生じる費用をお支払いします。	弁護士費用保険金	自動車による被害事故で、法律上の損害賠償を請求する場合の弁護士報酬などの費用について、1回の事故につき、被保険者1名あたり 300万円 を限度として保険金をお支払いします。	①被保険者の故意によって発生した被害事故 ②被保険者の父母、配偶者または子の運転する相手自動車によって発生した被害事故
対物全損時修理差額費用担保特約	対物事故における相手のお車の修理費が時価額を上回り、その差額を被保険者が負担した場合に保険金をお支払いします。(※原付・バイクには付帯できません。)	対物全損時修理差額費用保険金	修理費と時価額差額部分に責任割合を乗じた額を1回の対物事故において相手自動車1台につき、 50万円 を限度として保険金をお支払いします。	①対物賠償責任保険で保険金が支払われない場合 ②相手自動車事故の翌日から6ヶ月以内に修理しなかった場合
ファミリーバイク特約(正式名称: 原動機付自転車に関する「賠償損害」担保特約)	ご契約のお車の記名被保険者、その配偶者、同居の親族等が125cc以下の原付(借用车を含む)による事故で他人を死傷させ、または他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに、対人事故、対物事故、および原付乗車中の自損事故について保険金をお支払いします。なお、人身傷害補償担保特約とこの特約を同時に付帯した場合でも、原付乗車中にかぎり自損事故保険が適用されます。(※原付・バイクには付帯できません。)	対人事故 対物事故 自損事故	他人を死傷させ賠償責任を負ったときに、対人賠償保険から保険金をお支払いします。お支払いする保険金の種類や保険金額は主契約の自動車保険と同じです。 他人の車や財物に損害を与え賠償責任を負ったときに、対物賠償保険から保険金をお支払いします。お支払いする保険金の種類や保険金額は主契約の自動車保険と同じです。 原付に乗車中の自損事故について、自損事故保険から保険金をお支払いします。お支払いする保険金の種類や保険金額は主契約の自動車保険と同じです。	①被保険者が所有、使用または管理する原付を、被保険者の業務のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故による損害 ②被保険者の使用者の使用する原付を、その使用者の業務のために被保険者が運転している間に生じた事故による損害

アクサ安心プラス

複数の特約からなる特約パッケージです(○は付帯あり、×は付帯なし)。複数の安心プラスをお選びいただいた場合、重複する特約がありますが、実際に付帯されるのは1つであり、保険金が重複して支払われることはありません。
当該特約により搭乗者傷害保険の補償範囲が狭くなることはありません。

特約名	ファミリー プラス	レディース プラス	ペット プラス	対象となる損害とお支払いする保険金	保険金をお支払いできない場合
搭乗者傷害保険の顔面・手足傷害倍額支払特約	○	○	×	ご契約のお車を運転中の方または乗車中の方が、事故によって顔・頭・首・手・腕・足に傷害を被った場合 ●搭乗者傷害保険の医療保険金… 2倍補償	①搭乗者傷害保険の医療保険金が支払われない傷害 ②傷害の部位が、胸部・腹部・背部・腰部・臀部の場合の傷害
搭乗者傷害保険の追加支払に関する特約	○	×	×	ご契約のお車に乗車中の18歳未満の方が事故によって後遺障害または傷害を被った場合 ●搭乗者傷害保険の後遺障害保険金… 2倍補償 ●搭乗者傷害保険医療保険金追加補償… 10万円 ※事故で傷害を被り、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、入・通院日数が5日以上の場合	①搭乗者傷害保険の医療保険金が支払われない傷害 ②事故発生の当日満18歳以上の方の傷害
搭乗者傷害保険の家事労働費用担保特約	○	×	×	記名被保険者またはその配偶者が、ご契約のお車を運転中または乗車中の事故によって傷害を被り、3日以上入院した場合 ●家事労働費用保険金…家事費用として 1日につき5,000円 3日以降の入院期間に対してお支払いします。 ※記名被保険者および記名被保険者の配偶者が同時に入院した場合でも1日につき、5,000円を限度とします。	①搭乗者傷害保険の医療保険金が支払われない傷害 ②記名被保険者またはその配偶者以外の方の傷害 ③3日未満の入院の場合 ④事故の日から180日を経過した後の費用
ペット搭乗中担保特約	×	×	○	ご契約のお車を運転中の方または乗車中の方が、事故によって死亡または身体に後遺障害または傷害を被った場合に、かつ、記名被保険者またはその同居の親族等の所有するペット(犬・ねこ)が死亡または身体に傷害を被った場合 ●治療費用保険金… 10万円まで補償 ペットが事故により傷害を被り、その治療のために獣医師の治療を受けた場合 ●葬祭費用保険金… 10万円まで補償 事故発生の日からその日を含めて30日以内にペットが死亡し、葬儀等を行った場合 ※保険金の額は保険期間を通じて10万円を限度とします。	①搭乗者傷害保険の医療保険金が支払われない傷害 ②ご契約のお車に運転中の方または乗車中の方に傷害がなく、ペット(犬・ねこ)のみが傷害を被った場合や死亡した場合の損害 ③事故の日からその日を含めて30日を経過した後の費用
形成手術費用担保特約	○	○	×	記名被保険者、その配偶者およびこれらの方の同居の親族等が、ご契約のお車を運転中または乗車中の事故によって傷害を被り、その傷害がなおった後に癰痕(はんこん)が残り、その癰痕の治療を目的とした形成手術を受けた場合 人身傷害補償担保特約を付帯している場合は、自動車事故であれば、ご契約のお車に乗車中か否かを問わず傷害を被り(人身傷害補償担保特約により当該保険金が支払われる場合)、その傷害がなおった後に癰痕が残り、その癰痕の治療を目的とした形成手術を受けた場合 ●形成手術費用保険金… 10万円補償 1回の事故につき1回の形成手術を限度とします。	①搭乗者傷害保険の医療保険金が支払われない傷害 ②自動車事故に無関係な美容目的の整形手術による損害 ③ 癰痕全体の部位が顔面部、頭部および頸部以外である場合で、かつ、直径が2cm未満の癰痕(線状の癰痕の場合は、長さが3cm未満の癰痕)である場合の費用
日常生活賠償責任保険特約	○	○	○	記名被保険者、その配偶者およびこれらの方の同居の親族等が、日本国内において記名被保険者の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故または日常生活に起因する偶然な事故で、他人を死傷させた場合や他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 ●賠償費用…保険金額 1,000万円まで補償 損害額から免責金額1,000円を差し引いてお支払いします。	①保険契約者または被保険者の故意による損害 ②職務遂行に直接起因する損害 ③被保険者と同居する親族に対する損害 ④他人から借りたり預かっていたものに対する損害
携行品損害担保特約	×	○	×	記名被保険者、その配偶者およびこれらの方の同居の親族等が、偶然な事故によって、住宅外において携行している自己所有の日常生活の用に供する動産に生じた損害 ●損害費用… 30万円まで補償 損害額から免責金額3,000円を差し引いてお支払いします。 ※保険金の額は保険期間を通じて30万円を限度とします。	①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意による損害 ②置き忘れまたは紛失に起因する損害 ③自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似的事由またはねずみ食い、虫食い等の損害 ④電氣的事故または機械的事故に起因する損害 <保険金の対象とならない主なもの> 自転車、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、運転免許証、コンピュータプログラム・データ、商品、営業用什器・備品など